

重要事項説明書



小規模保育事業
ドリームキッズ中町保育園

重要事項説明書

(事業者)

事業者の名称	株式会社 D K
代表者氏名	代表取締役 土坂雅昭
法人の所在地	埼玉県所沢市山口 1000 番地 41 号
定款の目的に定めた事業	保育所の運営等

(趣 旨) この重要事項説明書は、ドリームキッズ中町保育園のご利用に際し、重要な事項を説明するものです。

(保育園運営について) 当保育園の運営にあたりましては、西東京市や連携施設との連携を密にし、保護者の皆様の協力の下、子どもたちが健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整えてまいります。
なお、当保育園は、西東京市児童福祉法・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に則って運営いたします。

(保育目標) 児童一人ひとりの個性を大切にしながら、家庭と保育園での生活がスムーズに流れるよう配慮し、豊かな成長をご家族の方と一緒にあって見守り、また、助けてゆけるような保育を目指します。さらに、「児童と一緒にあって、遊び・笑い・考える」その時こそ、ひとり一人の成長が一番把握できる時間である。と考え、そのような時を大切に、暖かい真綿で包み込むような気持ちで行う保育。そして、いっぱい愛されていると感じてもらえるような保育を行います。

(保育園の概要)

名称	ドリームキッズ中町保育園
所在地	東京都西東京市中町 2 丁目 4 番地 9 号
事業類型	地域型保育事業 小規模保育事業
認可年月日	平成 29 年 5 月 1 日
電話番号・FAX 番号	TEL:042-439-8005 FAX:042-439-8510
事業者	株式会社 DK 代表取締役 土坂雅昭
施設長	園長
入園定員	19 名
職員数	12 名
取り扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育
開園時間	7 時 15 分～19 時 15 分

(第三者評価受審) 当園は今後、第三者評価機関（自治体等から認証を受けている）による評価を受審して参ります。

(施設・設備の概要)

住 所：東京都西東京市中町2丁目4番地9号
 構 造：軽量鉄骨3階建1階の一部
 面 積：建築面積 206.92 m²、建物延床面積 511.47 m²、1F保育所部分 169.99 m²

<部屋>		<設備等>	
1. 0才児室	22.0 m ²	1. 非常口 (2方向避難可能)	2 か所
2. 1歳児室	32.0 m ²	2. 幼児用便器	3 個
3. 2才児室：	32.0 m ²	3. みんなのトイレ	1 か所
4. 調理室	7.24 m ²	4. 職員用トイレ	1 か所
5. トイレ (園児用)	6.2 m ²	5. 保育室内児童用手洗所	2 か所
6. 医務室兼事務室	13.84 m ²	6. 調乳設備	1 か所
7. 調乳室	2.88 m ²	7. 洗濯機置き場	1 か所
8. 沐浴室	2.43 m ²	8. 医務室用ベッド	1 か所
9. 保育士室	8.9 m ²	屋外遊技場 (園庭) 27.0 m ²	
10. その他 (玄関ほか)	42.5 m ²		

(安全設備) 防犯対策としてカメラ付きインターフォン設置等による安全対策を講じます。

(職員体制) 当保育園の職員は下記のとおり在籍しております。毎日の実際の人数は、「毎月の勤務割り表」に基づいて配置されます。なお、毎月の勤務割り表は、国が定めた児童福祉施設最低基準に規定されている保育士配置基準に基づいて作成されます。

	人数	内資格者人数
施設長 (園長)	1 人	1 人
保育従事職員	9 人以上	9 人以上
調理員	1 人	1 人
嘱託医	1 人	Y Yキッズクリニック TEL 042-410-0101
嘱託歯科医	1 人	文理台歯科医院 TEL 042-424-4182

(職員研修体制)

- ① 既設園における OJT 実施
- ② 行政主催の各種研修に参加
- ③ 業界団体主催の研修などへの参加

(連携保育所について)

- 連携保育園 C0-春保育園 連携予定保育園 なかまち保育園
- 連携保育内容
 - 園庭解放：2歳児の運動遊びなどのための園庭利用
 - 合同保育：集団保育の機会の確保
 - 行事への参加：児童の社会性を育むための、大きい行事への参加

<ご利用規定>

(開園時間)

開園時間は、午前7時15分から午後7時15分12時間となります。
標準保育 午前7時15分から午後6時15分までの11時間保育
短時間保育 午前8時30分から午後4時30分までの8時間保育
土曜保育 午前7時15分から午後6時15分までの11時間保育

(延長保育)

ご利用のお申込みにより、標準保育は午後6時15分から午後7時15分の60分の延長保育、短時間保育は午前7時15分から午前8時30分・午後4時30分から午後7時15分までの延長保育を行います。

(休日) 保育園の休日は、次のとおりとなります。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの年末年始
- (3) その他災害等によりやむをえず閉園されるとき

(保育を行う日)

前項に掲げた日以外は保育を行います。

(慣らし保育のお願い)

保育開始前に1週間の慣らし保育期間を設け、保育園になれるようにいたします。なお、児童の様子により、期間を延長する場合があります。

(給食)

保健所の指導に基づいて実施いたします。

毎月献立表を作成し、栄養バランスの取れた給食を園で調理し提供いたします。

なお、翌月の献立表を前月末にお渡しいたします。内容をご確認いただき、アレルギー等により省きたい食材がございましたら、事前にお申し出下さい。卵に関しては、食材としては全廃としております。(牛乳に関しては、基本的には全除去としますが、状況によりご相談させていただきます)他の食材によるアレルギーがある場合は、医師の指示書とアレルギー検査表をご提出下さい。なお、検査結果の状況により除去対応が困難な場合は、お弁当等、代替え品持参のご協力をいただくことがあります。

また、離乳食に関しても、初めての食材で不安等ございましたら事前にお申し出ください。

- <午前のおやつ> 散歩前の軽いおやつとお茶などの水分補給を児童にとってもらいます。
- < 昼 食 > 散歩から帰ってきて児童に昼食をとってもらいます。※各年齢・月齢別
- <午後のおやつ> 午睡後、3時のおやつを児童にとってもらいます。
- < 補 食 > 保護者のお迎えが午後6時30分以降の場合、保護者と相談の上、児童に補食をとってもらいます。

(保育中の怪我等)

保育中の怪我等に関しては万全の体制を整えています。万が一の怪我や事故に備え、1人1億円、1事故5億円を上限とする施設賠償保険に加入しております。なお、子供同士で起きうる些細な喧嘩やけがは集団生活での出来事、また、発育の課程としてご理解頂きますようお願いいたします。

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合はあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ、ご了承願います。

(児童身体測定および健康診断)

全乳幼児の児童身体測定は、毎月、保育職員により行います。また、嘱託医の先生により保育園にて健康診断は年2回（5月および10月）歯科検診は年1回（10月）に行います。なお、結果については健康カードでお伝えいたします。

(健康状態)

体温は37.4° C以下が受け入れの基準とさせていただきます。保育中37.5° C以上を発熱と見なし、下痢・嘔吐の回数が多いなどお子さまの体調を見た上でお迎えをお願いすることがあります。その時は1時間以内にお迎えに来ていただきます。

(投薬)

園での保育中は、投薬は原則としていたしません。ただし、お子様の主治医による投薬依頼書等をご提出いただいた場合に限り、必要な限りで投薬を実施することがあります。

(出席停止のお願い)

当園で定めた出席停止の感染症（右記表参照）にかかった場合、出席停止となります。なお、医師より発行された治癒証明書により出席可能となります。

治癒証明書が必要な病気

病名	潜伏期間	主な症状	予防接種
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	2～3週間	耳の下の腫れと痛み。	有
水痘（みずぼうそう） 帯状疱疹	2～3週間	体に赤いポツポツができて水疱になり、やがてかさぶたになる。	有
麻疹（はしか）	10～12日	目やに、涙目、咳、高熱と共に全身に発疹が出る。	有
風疹（3日はしか）	2～3週間	発熱、体にあわ粒大の薄い発疹ができる。	有
百日咳	1～2週間	特有な咳（コンコン、コンコンヒュー）が段々と酷くなる。夜中は特にひどくなる。	有
突発性発疹	1～2週間	突然の高熱、生後初めての発熱が多い。熱が下がると共に全身に発疹ができる。	
流行性嘔吐下痢症 （ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	1～3日	嘔吐、下痢（ロタの場合白っぽくなる）、発熱、腹痛。	有 （ロタ）
感染性胃腸炎	1～3日	ひどい嘔吐や下痢。それに伴い脱水状態に陥りやすい。高熱はあまり出ない。	
病原性大腸菌感染症 （腸管出血大腸菌感染症）	4～8日	腹痛、下痢、嘔吐、血便。	
インフルエンザ	1～3日	急な発熱、頭痛、喉や関節の痛み、鼻水が増え咳も酷くなる。	有
溶連菌感染症	2～4日	発熱、喉が赤く腫れる。やがて細かい発疹が全身に出る。	
RSウイルス感染症	2～7日	高熱、咳、喉の痛み。	
マイコプラズマ感染症	20日	しつこい咳。高熱が続く。	
咽頭結膜熱（プール病）	5～7日	発熱、目が赤い、喉が赤く腫れる。	
新型コロナウイルス	2～7日	発熱、倦怠感、関節痛、咳、頭痛、息切れ、味覚障害等	有
流行性角結膜炎	1週間以上	涙目、目の充血、膿のような目やにが多く出る。	
急性出血性結膜炎（アポロ病）	24～36時間	目の充血、白目に出血がある。	
ウイルス性肝炎	4～7日 40～180日	発熱、だるい、嘔吐、下痢。	
※伝染性膿痂疹（とびひ）	1～2日	あせもや虫刺されのかきこわしからジュクジュクとした液が出る。化膿した皮膚が次々と増える。	

※伝染性膿痂疹（とびひ）は、患部をガーゼ等で覆うことができれば登園できます。しかし、範囲によっては園での対応が困難な場合があります。その場合は自宅で治療し、登園の際には「治癒（登園・登校）証明書をご持参ください。

治癒（登園・登校）証明書が必要な病気

伝染性紅斑（りんご病）	17～18日	両頬が赤い、手の甲側の腕が赤い。	
手足口病	2～7日	手足と口の中に赤いポツポツができる。	
ヘルパンギーナ	2～7日	高熱、喉に水疱ができて痛い。	

治癒（登園・登校）証明書が不要な病気

水いぼ（伝染性軟属腫）		1～3mm くらいの皮膚の色と同じ色の丘疹。胸、わきの下、陰部、内股等にできやすい。	
単純ヘルペス （単純性疱疹ウイルス）		発熱等を伴う小さな水疱ができる。 口の周りや陰部にできやすい。	

(家庭との連絡・連携について)

家庭と保育園での生活がスムーズに流れるよう配慮し、児童の豊かな成長をご家族の方と一緒にあって見守り、また、助けていけるような保育を行うため、毎日の連絡帳や登園・降園時に保護者とのコミュニケーションを持つ事により情報交換をいたします。

また、年二回の個人面談実施により、児童一人ひとりについて情報交換を行い、以降の保育に役立っています。

(非常災害対策)

○消防計画 作成し、平成 29 年 5 月 1 日に所轄西東京消防署へ届け済み。

○避難消火訓練 月 1 回、防災マニュアルにより実施。非常時は、園長のもと、すみやかに避難できるよう準備しています。

(緊急時避難場所) 大規模地震対策特別法に基づく警戒宣言等が発令されたときは、防災マニュアルに基づき児童の安全を優先に、速やかに下記場所へ避難します。

○ 緊急避難場所： 第 1 次避難場所 文理台公園

第 2 次避難場所 明保中学校(市指定広域避難場所)

○ 携帯電話： (担当取締役の携帯電話番号) 090-3219-5233

なお、園最寄りの警察署・消防署は

・ 警察署： 田無警察署 042-467-0110 (代表)

・ 消防署： 西東京消防署 042-421-0119 (代表)

(職員の健康管理) 職員の健康診断は、採用時および年 1 回 6 月に行います。また、毎年 11 月にインフルエンザの予防接種を行います。

(衛生管理について)

調理員および保育職員は、毎月細菌検査を実施いたします。また、保育上の衛生管理では、オムツ替え後の手洗い・手指消毒の実行。調理上の衛生管理では、衛生管理マニュアルを備え、「食品衛生自主管理点検表」等で食中毒の出ないように管理・予防いたします。

(苦情申立及び要望・提案集約)

苦情は、都度園長により承ります。又、ご要望等については保護者会等で話し合います。さらに、苦情・ご要望・ご提案を園側が集約できるようにするため「意見箱」を施設に設置しております。

➡『苦情受付窓口：園長』

なお、当保育所以外に、第三者の窓口があります。

西東京市役所田無庁舎 保育課	電話 042-460-9842

(西東京市への届出・留意事項)

下記(1)-(5)の事由に該当する保護者の方は、西東京市への届出及び確認が必要になります。該当される保護者の方につきましては、別紙「西東京市認可保育施設入園のしおり」等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただきます。

- (1) 転職、退職など保育に欠ける状況などが変わった場合
- (2) 求職を理由に入園した場合、入園後退職した場合
- (3) 長期欠席の場合(1か月間通所出来ないと見込まれる場合)
- (4) 育児休業取得中に申し込みをして入園した場合
- (5) 出産を理由に入園した場合

(個人情報の保護)

ドリームキッズ中町保育園における個人情報の保護の方針

株式会社 DK およびドリームキッズ中町保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

○基本理念

ドリームキッズ中町保育園(以下「当園」という)では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

○個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、又は日々の保育業務や保護者会を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所 保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

具体的には

- (1) 園児募集並びに入園に関する業務
- (2) 保護者との連絡に関する業務
- (3) 園児の保育に関する業務
- (4) 園児の記録管理(おおむね5年保存する。)に関する業務
- (5) 園児の健康状態把握に関する業務
- (6) 卒園児の確認に関する業務とします。

○収集する個人情報の種類

当園では、園児を保育するにあたり、入園までの生活状況・健康調査・健康診断書等、必要最低限の情報は収集させていただきます。

個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし適正に使用します。

○個人情報の第三者への提供の制限

当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

○個人情報の管理

当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実に速やかに消去するものとします。

○利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

当園は、西東京市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用児の支給認定保護者とその内容を確認する。

当園の利用児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、西東京市が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 西東京市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

下記の事由に該当する保護者の方は、西東京市への届出及び確認が必要となる。

- (1) 転職、退職など保育に欠ける状況などが変わった場合
- (2) 求職を理由に入園した場合、入園後退職した場合
- (3) 長期欠席の場合(1か月間通所出来ないと見込まれる場合)
- (4) 育児休業取得中に申し込みをして入園した場合
- (5) 出産を理由に入園した場合

(虐待防止)

事業者は、市の指導の下、利用者（主に児童）に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止責任者

園長

- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施。
職員会議などの際に全職員に徹底いたします。

(年間保育計画)

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
0歳児	新しい環境に慣れ生活リズムをつくる	ゆったりとした環境の中で、保育者との触れあいや遊びを楽しむ	保育者に介助してもらいながら、月齢に応じて「座る・這う・立つ・握る・持つ」などの動作をする	手遊びや音楽などに反応し、自分なりに身体を動かしてみる
	外気や暖かい日差しに触れ、気持ちよく過ごす	水(温水)に触れて、感触や気持ちよさを楽しむ	冬に向けて薄着で過ごし、丈夫な身体を作る	寒さに負けず外気浴を楽しむ
1歳児	保育者とたくさんふれあい安心して元気いっぱい遊ぶ	暑さで疲れすぎないように休息をとりながらゆったりと過ごす	保育者や友達と言葉を使うことを楽しむ	保育者の言葉を聞き遊具を運んだり片付けたりする
	散歩や園庭などに出かけ外遊びを楽しむ	「聞く・見る・触る」などの経験を通して感覚や手指の機能をはたらかせる	自然に触れ元気に全身を動かして外遊びを楽しむ	好きな遊びを見つけ充分に遊ぶ
2歳児	スプーンやフォークを使い正しい姿勢で食事する	食事・排泄・着脱などの身の回りの活動を自分でしようとする	友達と関わって遊ぶ楽しさを味わいながら「ごっこ遊び」や「みたくて遊び」を楽しむ	身の回りのことに目を向け自分でできることを見つけしようとする
	室内環境や外遊びのなかで楽しく遊ぶ	夏の暑さに負けず元気に遊ぶ	寒さに負けず、戸外で身体を動かし遊び、体力をつける	思いを相手に伝えようとする

(1日の流れ)

7:15～	順次登園・おやつ・水分補給 合同保育・出欠確認
※登園が午前8:50を過ぎる場合、お電話をいただけますようお願いいたします。	
8:50	お散歩
10:30	離乳食(0歳児)
10:45	昼食
11:00	午睡
14:30	起床・おやつ
15:15	自由遊び(お散歩に出る時もあります)
16:30～	順次降園
18:30	補食
※万一お迎えが遅れる場合は、お電話をいただけますようお願いいたします。	

(保育料等)

- (1) **基本保育料** 月額保育料は、西東京市によって保護者宛に交付される保育料決定通知書にある額を、前月末までに下記銀行へお振込みください。その際、氏名と共に該当する月を記載してください。(振込手数料はご負担下さい)
- (2) **延長保育料** スポット利用の方は10分100円となります。前月利用額を当月5日までに現金でお支払いください。標準保育で定額延長保育を利用の方は月額5000円となります。利用の場合は当月分を前月末までに現金でお支払いください。
(※短時間保育を利用の方は、定額延長保育は利用できません) また、短時間保育の方で前後の延長保育を利用された場合は10分100円となります。前月利用額を当月5日までに現金でお支払いください。
- (3) **販売品** (必要な方はご購入ください)
○お散歩時帽子入園時1ヶ無償配布。追加で必要とされる場合は1ヶ800円
<補 足>
- (1) 基本保育料時間は、1日標準時間保育午前7時15分～午後6時15分の最大11時間、短時間保育午前8時30分～午後4時30分の8時間、1週間については月～土の6日間です。
- (2) 延長保育時間は、10分単位です。
- (3) 基本保育料は消費税非課税です。
- (4) 法定代理受領 事業者は、保護者に代わって、西東京市に請求した特定地域型保育給付費(公定価格から保育料を差し引いた額)の受領額を通知します。
- (5) おむつ・補食代等の徴収はありません。

(振込先) ※毎月の月額保育料は、前月末までに該当月を入力して下記の振込先へお振込みください。

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	振込先名
三菱UFJ銀行	所沢支店	普通	0668338	カ) ディーケー

(入園時に必要な書類)

西東京市より配布された書類
<input type="checkbox"/> 児童調査書 <input type="checkbox"/> 健康意見書 <input type="checkbox"/> 食事調査表 <input type="checkbox"/> 緊急・災害カード ※下記をコピーして添付してください ┌ │ ・ 保険証 │ ・ 乳児医療証 └

ドリームキッズ中町保育園で必要な書類
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書 (2部) <input type="checkbox"/> 契約書 (2部) <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> 健康問診票 <input type="checkbox"/> 未食調査表 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先
※0歳児のみ必要な書類
<input type="checkbox"/> 受託時状況 <input type="checkbox"/> 入園前の生活状況

※西東京市の指定の書類がある場合は、その書類をご用意頂きます。
※保険証・医療証等が更新されたら、必ず更新後のコピーを提出してください。
※その他上記に記載の無い区・市に在住の方は、都度お問い合わせください。
※印鑑もお持ちください。

上記、重要事項説明書の内容を確認いたしました。

年 月 日

氏名 印